

各 位

吉見町水生活課

水道メーター交換について（お願い）

町の水道事業の推進につきまして、日ごろ格別の御理解御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、各家庭に設置しております水道メーターは、計量法により8年ごとに交換が義務付けられていることから、下記の日程で町の指定給水装置工事事業者が対象となる水道メーターの交換を行います。

つきましては、交換作業に御理解御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 交換期間 平成29年9月11日（月）から30日（土）までの間に実施
- 交換対象 平成30年4月から平成31年3月の間に期限を迎える水道メーター

有効期限は、メーター本体のふたの裏にシールで表示されています。



- 費用 材料代、工事費等の交換費用はかかりません。（無料）
- その他 立会い等は不要です。ただし、留守の場合も敷地内に入り交換をさせていただきますので、あらかじめ御了承願います（作業員は、町水道事業発行の身分証明書を携帯しています）。また、交換作業中は、水が出なくなりますので、御了承ください。交換作業終了後は、交換終了の連絡票をお渡しします。御不明な点等がございましたら、水生活課までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

吉見町水生活課 管理係

TEL 54-1545